

# 協同の叢見

きょうどうのはっけん



第272号 2015.7

特集

## 21世紀の協同組合運動② (協同組合原則と協同組合連帯)

- ◎全国段階の協同組合間連携の取り組みについて 前田 健喜
- ◎イタリア協同組合連合会の目的と経緯について 佐藤 紘毅
- ◎協同組合憲章とワーカーズコープ原則 富沢 賢治

### ■海外レポート

- ◎【連載第6回】イギリス労働者協同組合の現状  
 資料イギリス労働者協同組合行動規範 松本 典子
- ◎フランス 生産協同組合の規定に関する法律(労働者協同組合法/2015年版)(その2-1)  
 Loi n°78-763 du 19 juillet 1978 portant statut des sociétés coopératives de production, version consolidée au 15 juin 2015  
 島村 博

- ◎日韓若者国際交流フォーラムに参加して 扶蕪 文重
- ◎韓国の若者支援施設の視察を通して見えたもの 上村 俊雄

### ■会員だより

- ◎石澤 香哉子(横浜市立大学)

一般社団法人 協同総合研究所

JAPAN INSTITUTE OF CO-OPERATIVE RESEARCH

題字／藤原 桂州

## ■ 巻頭言

- 協同組合の「協同」の意味…………… 堀越 芳昭(協同総研 顧問/山梨学院大学 元教授、現非常勤) 2

## ■ 21世紀の協同組合運動②(協同組合原則と協同組合連帯)

- ・特集にあたって…………… 相良 孝雄(協同総研 事務局長) 4
- ・全国段階の協同組合間連携の取り組みについて…………… 前田 健喜(JA全中協同組合連携課 課長/IYC記念全国協議会 事務局次長) 6
- ・イタリア協同組合連合会の目的と経緯について…………… 佐藤 紘毅(市民セクター政策機構 研究員) 19
- ・協同組合憲章とワーカーズコープ原則…………… 富沢 賢治(協同総研 顧問) 26

## ■ 海外レポート

- ・【連載第6回】イギリス労働者協同組合の現状 **資料** イギリス労働者協同組合行動規範…………… 松本 典子(駒沢大学経済学部准教授/協同総研理事) 40
- ・フランス 生産協同組合の規定に関する法律(労働者協同組合法/2015年版)(その2-1)  
Loi n° 78-763 du 19 juillet 1978 portant statut des sociétés coopératives de production,  
version consolidée au 15 juin 2015…………… (訳責) 協同労働法制化市民会議 / 日本労協連法制化対策部 島村 博 50
- ・日韓若者国際交流フォーラムに参加して…………… 扶蕪 文重(センター本部 事業推進本部/会員) 56
- ・韓国の若者支援施設の視察を通して見えたもの…………… 上村 俊雄(センター事業団但馬地域福祉事業所) 60

## ■ 書籍紹介

- ・「地域を変える高校生たち」宮下与兵衛 著・編集(共著)…………… 玉木 信博(日本社会連帯機構 事務局長/協同総研 理事) 72
- ・「武蔵野の歌が聞こえる」－ 荒れ野を協同の大地に変えた川崎平右衛門－木村 快 著…………… 相良 孝雄(協同総研 事務局長) 75

- 会員だより…………… 石澤 香哉子(横浜市立大学) 79

- 労協連だより…………… 田嶋 康利 83

- 研究所だより…………… 楠野 晋一 85

## 卷頭言

## 協同組合の「協同」の意味

堀越 芳昭(協同総合研究所 顧問/山梨学院大学元教授・現非常勤)

協同組合における「協同」はどのような意味をもっているのか。それは一体化する共同なのか。またそれは全部協同か、それとも部分協同か。協同によって個人の自立性・独立性は損なわれるのか。「協同」をめぐることは、その意味についてかなりの誤解があるように思われる。そこで改めて協同組合の「協同」の意味を考えていきたい。まず「協同」をめぐる社会経済動向をみていく。

## 「協同」をめぐる社会経済動向

バブル崩壊後の1990年代中ごろから、日本社会に「自助自律・自己責任論」が政府・経営者団体・マスコミ等によって高唱されていった。教育、年金、医療、介護、地方改革、経済・雇用も、さらには企業の経営も、従業員のあり方も「自助自律・自己責任」の論理で押し通され、あらゆるものが個人の自助努力に委ねられたのである。ここでは、市場原理主義、競争万能主義、個人主義、利己主義が蔓延していった。この時期は「自助自律」や「自己責任」が強調される一方、「協同」は虚構であり、「組合」は過去のものともみなされる風潮も強まって

いった。「協同」よりも「競争」が、「他者」よりも「自己」が、「未来」よりも「現在」がより重要視され、「協同組合」は時代に適合しえない「遺物」としてとらえられていた。協同組合は、もはや「協同組合」である必要はなく、協同組合の「脱協同組合化」あるいは「会社化」の方がより時代適合的であるという風潮も強まった。

そして2000年代に入って、社会経済は混乱と破壊が進行し、年金問題や雇用問題、経済的社会的格差の諸問題が噴出し、格差社会に対する告発が高まった。さらに2011年東日本大震災によって家族の絆やコミュニティの役割が見直されていった。かくして「自助自律・自己責任論」は大きく後退し、代わって相互扶助の理念が復活し「連帯と協同」を志向する傾向が生まれてきた。「協同」の再興傾向といえよう。

しかし自己責任論や市場主義、競争万能主義は依然強調され、加えて戦後レジーム脱却論といった国家主義的傾向が台頭する中で、「協同」を否定し農業も協同組合も株式会社の利潤原理で支配していこうとする動きが強力に推進されてきた。協同組合が推進する「協同」と、その「協同」を否

定し大企業を中心とした利潤本位の経済システムを構築しようとする方向とのぶつかり合いが展開しようとしている。まさに「協同」が否定されるかどうかの正念場にかかってきているようである。

そうだからこそうした問題に真正面から向き合って、「協同」の意味を考え、その重要性を改めて考えることが求められるであろう。

### 「相互自助」「自立協同」としての「協同」

「協同」については少なからず誤解があるようである。その誤解を解かなければならない。

協同組合の「協同」は「相互自助」「自立協同」としての「協同」である。この「相互自助」は、1921年のICA（国際協同組合同盟）第10回大会で採択された定款において国際協同組合運動の目的とされた。のちにG.フォーケ（ILO初代協同組合局長となったフランスの協同組合運動の指導者・理論家）は、「相互自助」を協同組合の一般原理であると主張した。1992年のICA第30回大会におけるベーク報告では、協同組合の基本的価値の検討を行った結論として、「平等、公正、相互自助」を最も本質的な価値とした。そして現行のICA定款ではICAの目的は「相互自助と民主主義に基づいて世界協同組合運動を促進すること」としている。

このようにICAをはじめ国際協同組合運

動の基本理念として根幹的位置にあるのがこの「相互自助」である。これは人間観としてみるならば、孤立した個人主義ではなく、自立を損なう集団主義でもない。それは人々の相互の関係性を重視する関係主義的人間観に由来し、「相互扶助」と「自助」の2つの要素の統合されたものであり、他の組織にはみられない協同組合の独自性を発揮する基本原理であるといえよう。

「相互自助」「自立協同」は自立性・独立性を否定して一体化する共同（他力依存化）ではない。また協同性を否定した自立性・独立性（集团的エゴ化）でもない。「相互自助」「自立協同」における協同の特質は、自立・独立したものの協同、自立のための協同にあり、自立と協同の相互関係、相互扶助と自立の調和的統合にそれを求めることができる。すなわち自立性・独立性を前提とした協同、自立性・独立性を志向する協同である。

〔付記〕明治33年日本協同組合法である産業組合法を成立させた政府責任者の平田東助は、産業組合の「協同」についてはほとんど語らないで、もっぱら「自助、自治」の精神を強調した。平田には「協同」の概念はなかったのである。これに対して産業組合の普及に専心していた農政官僚の柳田国男は、「協同と自助」「共同自助」を産業組合の基本理念においていた。柳田のこの産業組合理念は、ここでの「相互自助」「自立協同」と同義である。

協同総合研究所は、労働者、市民が自らの力で自律的に仕事と生活の豊かさを求める活動を支援するシンクタンクです。わが国にも「大量失業の時代」が到来する中で、労働者、市民が自主的に仕事おこしをする労働者協同組合(ワーカーズコープ)への注目が増えています。研究所は、わが国唯一の「労働者協同組合」に関する専門研究機関です。



研究活動をネットワークし、蓄積された情報を資源として支援する「協同の発見」を会員のみなさまに毎月お届けいたします。